

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（居住用家屋）補助金交付要綱

制定 令和 6 年 4 月 1 日 生坂村告示第 12 号

改正 令和 7 年 4 月 1 日 生坂村告示第 9 号

改正 令和 8 年〇月〇日 生坂村告示第 〇号

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和 4 年 3 月 30 日環政計発第 2203301 号。以下「国交付要綱」という。）第 29 条第 1 項に規定する間接補助金を、予算の範囲内で交付することについて、国交付要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、適正化法施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、生坂村補助金等交付規則（昭和 51 年生坂村規則第 4 号）及びその他法令及び関連通知に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱における用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

2 補助対象設備とは次の各号に定めるものをいう。

- （1）太陽熱利用設備
- （2）空調機器
- （3）給湯器
- （4）照明機器
- （5）木質バイオマスストーブ

3 補助対象事業とは、次の各号に掲げる事業とし、かつ別表第 1 の要件に適合したものをいう。ただし、国等の他の補助金をあてる事業は除くものとする。

- （1）太陽熱利用設備の新設又は更新
- （2）高効率空調機器の新設又は更新
- （3）高効率給湯器の新設又は更新
- （4）高効率照明機器の新設又は更新
- （5）木質バイオマスストーブの新設又は更新

4 対象住宅とは、生坂村に住民登録をしている者が、専ら居住の用に供する家屋（以下「居住用家屋」という。）をいう。ただし、居住用家屋が店舗又は事務所等を兼ねている場合は、居住用家屋の部分に限る。

5 指定業者とは、村内に事業所等を有する者で、第 2 項に規定するいずれかの補助対象設備の施工実績があり、かつ第 17 条の規定により登録を完了した者をいう。

（補助対象経費、補助率及び補助金額）

第 3 条 補助対象経費及び補助率は、別表第 2 に定めるところとする。

2 補助金額は、補助対象設備ごと、補助対象経費に補助率を乗じて得た額とする。ただし、当該金額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

（補助金交付対象者）

第 4 条 補助金交付対象者は、次のとおりとする。

- （1）村内に住民登録があり、対象住宅に実際に居住している者にあつては、次に定める要件をすべて満たさなければならない。

(ア) 村税及び村の料金等の滞納がないこと。

(イ) 生坂村暴力団排除条例（平成 24 年生坂村条例第 8 号）第 2 条の規定に該当しないこと。

(ウ) その他、補助金の交付が不適当とされる事項がないこと。

(2) 村内に対象住宅を所有している者にあつては、次に定める要件をすべて満たさなければならない。

(ア) 生坂村暴力団排除条例（平成 24 年生坂村条例第 8 号）第 2 条の規定に該当しないこと。

(イ) その他、補助金の交付が不適当とされる事項がないこと。

(交付申請)

第 5 条 補助金交付対象者が補助金の交付を受けようとするとき（以下この条において「交付申請」という。）は、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（居住用家屋）補助金交付申請書（様式第 1 号）に別表第 3 に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

2 補助金交付対象者が、自己の所有ではない対象住宅に補助対象設備を設置する場合は、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（居住用家屋）補助金交付対象設備設置承諾書（1）（様式第 2 号の 1）により当該対象住宅の所有者の承諾を得た後に交付申請しなければならない。

3 第 2 条第 4 項に規定する対象住宅の所有権移転登記が完了していない場合は、現に対象住宅を管理している者が交付申請することができる。ただし、前条第 1 号の要件を具備していなければならない。

4 前条第 2 号に規定する補助金交付対象者が交付申請するときは、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（居住用家屋）補助金交付対象設備設置承諾書（2）（様式第 2 号の 2）により、村内に住民登録があり、現に当該対象住宅に居住している者の承諾を得た後に第 1 項の交付申請しなければならない。

5 同一対象住宅に、異なる補助対象事業の同一年度での実施及び同一補助対象事業の異なる年度での実施の場合でも交付申請することができる。なお、同一補助対象事業の異なる年度での実施の場合は、その都度交付申請しなければならない。

(交付決定)

第 6 条 村長は、前条に規定する申請内容の審査又は第 18 条に規定する状況調査等を行い、補助金交付の可否を決定する。

2 村長は、前項の規定により交付又は不交付の決定をしたときは、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（居住用家屋）補助金交付（不交付）決定通知書（様式第 3 号）により、交付申請を行った者に通知するものとする。

(変更・中止の承認申請)

第 7 条 前条第 2 項の規定により、補助金の交付決定を受けた交付申請を行った者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容の変更又は中止をしようとする場合又は補助事業が予定期間内に完了しない場合は、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（居住用家屋）補助金変更交付（中止承認）申請書（様式第 4 号）を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更後の交付決定)

第 8 条 村長は、前条に規定する申請を受けた場合、速やかにその内容の審査又は第 18 条に規定する状況調査等を行い、その結果を生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（居住用家屋）補助金変更交付決定（中止承認）通知書（様式第 5 号）により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、補助対象事業が完了した日から起算して30日以内又は補助対象事業が完了した日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（居住用家屋）補助金実績報告書（様式第6号）（以下「実績報告書」という。）に、別表第4に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

2 交付決定者は、前項に規定する実績報告書提出後に補助対象経費を減額すべき事情が生じた場合には、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（居住用家屋）補助金実績変更報告書（様式第7号）（以下「実績変更報告書」という。）を作成し、速やかに村長に提出しなければならない。
（交付額の確定等）

第10条 村長は、前条第1項に規定する実績報告書の提出を受けた場合、速やかにその内容の審査又は第18条に規定する状況調査等を行い、適当と認めたときは、補助金の交付額を確定し、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（居住用家屋）補助金確定通知書（様式第8号）（以下「補助金確定通知書」という。）を、交付決定者へ通知するものとする。

2 村長は、前条第2項に規定する実績変更報告書の提出を受けた場合は、前項の規定を準用し、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（居住用家屋）補助金変更確定通知書（様式第9号）（以下「補助金変更確定通知書」という。）を、交付決定者へ通知するものとする。
（補助金の請求）

第11条 交付決定者は、前条に規定する補助金交付確定通知書若しくは補助金交付変更確定通知書の交付を受けた場合は、速やかに生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（居住用家屋）補助金請求書（様式第10号）（以下「補助金請求書」という。）を村長に提出しなければならない。
（補助金の支払）

第12条 村長は、前条に規定する補助金請求書の提出がなされた場合、速やかに支払わなければならない。
（交付決定の取消等）

第13条 村長は、補助対象事業の中止の申請があったとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができる。

（1）この要綱の規定に違反したとき。

（2）提出書類に虚偽の事実を記載し、又は補助金の申請に関し、不正な行為があったとき。

2 村長は、前項に規定する交付決定額の取り消し決定をした場合において、既に交付した補助金があるときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずることができる。

3 村長は、前項の返還を命ずる場合又は適正化法第17条第1項に基づく交付の決定の取消しである場合は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の補助金の返還については、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（関係書類等の保管）

第14条 交付決定者は、当該補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、事業終了年度の翌年度から起算して、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間（以下「処分制限期間」という。）を経過するまで、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければならない。

2 前項の規定に基づき保管すべき帳簿等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(補助対象設備等の管理)

第 15 条 補助対象設備等の設置等をした交付決定者は、その補助対象設備等を善良なる管理者の注意をもって適正に管理し、補助金の交付の目的に従いその適正な運用を図らなければならない。

2 交付決定者は、前条第 1 項に定める処分制限期間を経過するまで、取得した補助対象設備等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。ただし、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（居住用家屋）補助金財産処分承認申請書（様式第 11 号）を村長へ提出し、その承認を得て、補助金の全部に相当する金額を村に納付する場合は、処分制限期間中においても取得した補助対象設備等の処分を行うことができる。

3 村長は、前項に規定する申請がされた場合は、その内容の審査又は第 18 条に規定する状況調査等を行い、承認の可否を決定し、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（居住用家屋）補助金財産処分承認等通知書（様式第 12 号）により、交付決定者に通知するものとする。

4 第 2 項前段の規定中、譲渡又は貸付けに限り、譲渡を受けた者又は貸付けを受けた者が、同項に規定する処分制限期間まで補助対象設備を使用する場合、同項前段の規定は適用しない。なお、本項に該当となる時は、速やかに申し出なければならない。

(処分制限期間経過後の廃棄)

第 16 条 処分制限期間を経過した後の補助対象設備の廃棄については、交付決定者又は補助対象設備を設置した建物の所有者等が、自らの責任において適切に処分をしなければならない。

(指定業者)

第 17 条 指定業者として登録を受けようとする者（以下「指定申請者」という。）は、生坂村内に事業所又は営業所若しくは拠点を有する者で、いずれかの補助対象設備の施工実績がなければならない。

2 指定申請者は、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（居住用家屋）補助金指定業者登録申請書（様式第 13 号）に別表第 5 に掲げる書類を添えて、村長へ提出しなければならない。

3 前項に規定する申請があったときは、村長はその内容を審査し、登録の可否を決定し、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（居住用家屋）補助金指定業者決定等通知書（様式第 14 号）により、その旨を指定申請者へ通知するものとする。

4 指定業者の登録を認める期間は、登録決定の日から令和 11 年 3 月 31 日までとする。

5 指定業者は、第 1 項の規定による申請の内容を変更し、又はその登録を廃止しようとするときは、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（居住用家屋）補助金指定業者登録事項変更（廃止）届（様式第 15 号）により、村長へ届け出なければならない。

6 前項に規定する届出がされたときは、村長はその内容を審査し、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（居住用家屋）補助金指定業者決定等変更通知書（様式第 16 号）により、その旨を指定申請者へ通知するものとする。

(状況調査等)

第 18 条 村長は、必要に応じ交付決定者に対して、必要な事項について報告を求め、又は検査を実施することができる。

(協力等)

第 19 条 村長は、交付決定者に対し次に掲げる事項について協力を求めることができる。

- (1) 発電量や二酸化炭素削減量等に関する事項
- (2) 村が行うゼロカーボン推進施策協力に関する事項
- (3) 国等からの各種データ収集に関する事項
- (4) その他村長が必要とする事項

(補則)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則 (令和 6 年 4 月 1 日 生坂村告示第 12 号)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱は、令和 11 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則 (令和 7 年●月●日 生坂村告示第●号)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱の規定に基づいてなされた決定等その他の処分又は申請等その他の手続きは、この要綱の相当規定に基づいてなされた処分又は手続きとみなす。

附 則 (令和 8 年○月○日 生坂村告示第○号)

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱の規定に基づいてなされた決定等その他の処分又は申請等その他の手続きは、改正後の生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（居住用家屋）補助金交付要綱の相当規定に基づいてなされた処分又は手続きとみなす。

別表第 1（第 2 条関係）

補 助 対 象 事 業	
設備の種類	要 件
共 通	(1) 既に商用化され導入実績のある新品であること。 (2) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和 4 年 3 月 30 日環政計発第 2203303 号）別紙 1 に掲げる脱炭素先行地域づくり事業であること。
太陽熱利用設備	(1) 太陽熱エネルギーを利用して給湯に利用するもの。 (2) 太陽集熱器は JIS A 4112 で規定する性能と同等以上の性能を有するもの。
高効率空調機器	・必要な電力は、再エネにより賄うこと。 ・従来機器より省 CO2 効果が得られるもの。（平成 18 年経済産業省告示第 258 号別添 1-1 に定める様式による表示において省エネ基準達成率が 100%以上のもの等。）
高効率給湯機器	・必要な電力は、再エネにより賄うこと。

	・従来機器より省 CO2 効果が得られるもの。(平成 18 年経済産業省告示第 258 号別添 6、別添 8 又は別添 9 に定める様式による表示において省エネ基準達成率が 100%以上のもの等。)
高効率照明機器	(1) 必要な電力は、再エネにより賄うこと。 (2) 以下のいずれかの調光制御機能を有する LED 機器であること。 ア あらかじめ設定したタイムスケジュールに従い、個別回路、グループ化又はパターン化した回路を自動的に点滅又は調光制御する機能 イ 明るさセンサからの信号により、あらかじめ設定した照度に調光制御する機能 ウ 人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により、あらかじめ設定した個別回路を点滅又は調光制御する機能
木質バイオマスストーブ	木質バイオマス依存率（バイオマス発熱量÷バイオマスと非バイオマスの発熱量×100）が 60%以上で、副燃料として化石燃料を常時使用することを前提とするもの以外のもの

別表第 2（第 3 条関係）

補助対象設備の種類	補助率・補助金額	補助対象経費
太陽熱利用設備	補助対象経費の 3/4 以内とし、その額が 50 万円を超える場合は 50 万円とする。	(1) 設備本体 (2) その他付属機器 (3) 工事費（据付・配線・配管工事等）
高効率空調機器	補助対象経費の 2/3 以内	
高効率給湯機器	補助対象経費の 2/3 以内	
高効率照明機器	補助対象経費の 2/3 以内	
木質バイオマスストーブ	補助対象経費の 3/4 以内とし、その額が 100 万円を超える場合は 100 万円とする。	(1) 設備本体 (2) その他の付属機器 (3) 工事費（据付・耐熱・排煙工事等）

(注) 1 補助対象経費には消費税及び地方消費税を含む。

2 補助対象経費には、更新に係る撤去費用、処分費用は含まない。

別表第 3（第 5 条関係）

設備の種類	必要書類等
共通	(1) 村税等納入状況調査等承諾書（別記様式第 1 号） (2) 補助金算出計算表（別記様式第 2 号） (3) 2 者以上の指定業者から徴した、別表第 2 に掲げる補助対象経費の内訳が明記されている工事見積書等の写し（異なる補助対象設備を同一の年度で実施する場合は、同一の補助対象設備ごとに当該見積りがわかるもの。） (4) 自己が所有しない対象住宅に設置する場合は、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（居住用家屋）補助金交付対象設備設置承諾書（様式第 2 号）

	の 1) (5) 集合住宅に設置する場合は、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業(居住用家屋) 補助金交付対象設備設置承諾書(様式第 2 号の 2) (6) 補助対象設備の仕様及び諸元や設置場所等がわかるカタログや図面等 (7) 集合住宅の場合にあつては、全ての階の平面図 (8) その他村長が必要と認める書類
太陽熱利用設備	1 共通 当該住宅に補助対象設備導入に際しての給水給湯配管図面など、補助対象経費算出の根拠となる書類 2 新設の場合 (1) 太陽集熱器が JIS A 4112 で規定する性能と同等以上であることを示す書類等 3 更新の場合 (1) 既存設備設置状況が判明できる遠景写真 (2) 太陽集熱器が JIS A 4112 で規定する性能と同等以上であることを示す書類等
高効率空調機器	1 新設の場合 (1) 補助対象設備を設置しようとする箇所の写真(屋内外) (2) 補助対象設備が従来機器に対して省 CO2 効果を有することを証する書類等 2 更新の場合 (1) 現在使用している空調機器の屋内外ともに近景及び遠景写真 (2) 補助対象設備が従来機器に対して省 CO2 効果を有することを証する書類等
高効率給湯機器	1 新設の場合 (1) 補助対象設備を設置しようとする箇所の写真 (2) 補助対象設備が従来機器に対して省 CO2 効果を有することを証する書類等 2 更新の場合 (1) 現在使用している給湯器の近景及び遠景写真 (2) 補助対象設備が従来機器に対して省 CO2 効果を有することを証する書類等
高効率照明機器	1 新設の場合 (1) 補助対象設備を設置しようとする箇所の写真(屋内外) (2) 補助対象設備が別表第 1 で示す機能のうちいずれかを有することを証する書類等 2 更新の場合 (1) 現在使用している照明機器の近景及び遠景写真 (2) 補助対象設備が別表第 1 で示す機能のうちいずれかを有することを証する書類等

木質バイオマス ス ト ー ブ	1 新設の場合 (1) 補助対象設備を設置しようとする箇所の写真 (2) 木質バイオマス依存率が 60%以上で、副燃料として化石燃料を常時使用することを前提とするもの以外のものであることを示す書類等 2 更新の場合 (1) 既存設備設置状況が判明できる近景及び遠景の写真 (2) 木質バイオマス依存率が 60%以上で、副燃料として化石燃料を常時使用することを前提とするもの以外のものであることを示す書類等
--------------------	---

別表第 4（第 9 条関係）

必 要 書 類 等
(1) 補助対象設備の設置に係る領収証の写し (2) 設置設備の写真（型式等が判明できるもの） (3) 設置後状況の近景及び遠景写真（屋内設置設備も含む。） (4) その他村長が必要と認める書類

別表第 5（第 17 条関係）

補助対象設備の 区 分	添 付 書 類	
	個 人	法 人
共 通	(1) 村内を拠点とし、業を営んでいることが証明できる書類等 (2) いずれかの補助対象設備又は同等設備の施工実績を証する書類又は補助対象設備を施工するに必要な有資格証等の写し	(1) 営業証明書又は法人登記事項証明書等 (2) いずれかの補助対象設備又は同等設備の施工実績を証する書類又は従業員の補助対象設備を施工するに必要な有資格証等の写し

様式第 1 号（第 5 条関係）

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（居住用家屋）補助金交付申請書

年 月 日

生坂村長 様

申請者 住 所 _____
氏 名 _____
電話番号 _____

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（居住用家屋）補助金交付要綱第 5 条の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

対 象 住 宅 の 場 所	生坂村
導 入 す る 設 備 (該当に✓)	・ 太陽熱利用設備 … ☐ 新設 ☐ 更新 ・ 高効率空調機器 … ☐ 新設 ☐ 更新 ・ 高効率給湯機器 … ☐ 新設 ☐ 更新 ・ 高効率照明機器 … ☐ 新設 ☐ 更新 ・ 木質バイオマスストーブ … ☐ 新設 ☐ 更新
補 助 金 申 請 額	円
契約予定指定業者	(見積書を徴した者のうち最低額を提示した指定業者を記入)
事 業 着 手 予 定 日	年 月 日
事 業 完 了 予 定 日	年 月 日
申 請 者 申 し 出 (いずれかに✓を)	☐ 私は、対象住宅に居住の実態があります。(別記様式第 1 号添付) ☐ 私は、対象住宅に居住の実態がありますが、建物所有者は私以外の者です。 (様式第 2 号の 1、別記様式第 1 号添付) ☐ 私は、村内に居住の実態があり、対象住宅には居住の実態がある他の者が居住 しています。(様式第 2 号の 2、別記様式第 1 号添付) ☐ 私は、対象住宅に居住の実態がありませんが、対象住宅を所有しており、対象 住宅には居住の実態がある者が居住しています。(様式第 2 号の 2、別記様式第 1 号添付)
申 請 者 補 記 事 項	・ 補助対象事業は要綱別表第 1 に規定する要件を満たしています。 ・ 要綱第 15 条第 4 項の規定に該当することとなった時は速やかに申し出ます。 ・ 要綱第 18 条「状況調査等」及び第 19 条「協力等」について理解しました。

(注) 補助金申請額は、補助対象設備ごとに 1,000 円未満の額を切り捨てた額の合計額としてください。

※ 添付書類

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（居住用家屋）補助金交付要綱別表第 3 のとおり

様式第2号の1（第5条関係）

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（居住用家屋）補助金交付対象設備設置承諾書（1）

年 月 日

（申請者）

_____様

次の建物に生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（居住用家屋）補助金の交付対象となる設備を導入することを承諾します。

記

（設備の設置先住所）

--

（建物所有者）

住 所	
氏 名	⑩
電話番号	

※ 注意事項

補助金交付を申請するためには、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（居住用家屋）補助金交付申請書（様式第1号）の提出が必要です。

様式第 2 号の 2 （第 5 条関係）

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（居住用家屋）補助金交付対象設備設置承諾書（2）

年 月 日

（申請者）

_____様

私は、設備設置先住所に住民登録をし、現に居住していますので、次の建物に生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（居住用家屋）補助金の交付対象となる設備を導入することを承諾します。

記

（設備の設置先住所）

生坂村

（居住者）

住 所	生坂村
氏 名	Ⓜ
電話番号	

※ 注意事項

補助金交付を申請するためには、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（居住用家屋）補助金交付申請書（様式第 1 号）の提出が必要です。

第 号
年 月 日

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（居住用家屋）補助金交付（不交付）決定通知書

様

生坂村長



年 月 日付けで申請のあった生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（居住用家屋）補助金は下記のとおり交付（不交付）決定したので、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定額	円
内訳	
太陽熱利用設備	円
高効率空調機器	円
高効率給湯機器	円
高効率照明機器	円
木質バイオマスストーブ	円

2 不交付決定の場合の理由

様式第4号（第7条関係）

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（居住用家屋）⎵ 申請書

年 月 日

生坂村長 様

申請者 住所
氏 名
電話番号

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（居住用家屋）⎵ を行いたく、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（居住用家屋）補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

申請事項（いずれかに✓）	☐ 変 更	☐ 中 止
その内容		
その理由		
申請額	変 更 前	変 更 後
（中止の場合変更後は0）	円	円
事業着手予定日	変 更 前	変 更 後
	年 月 日	年 月 日
事業完了予定日	変 更 前	変 更 後
	年 月 日	年 月 日

※ 添付書類…上記の変更又は中止の理由を補足する書類（見積書等）

※ 申請書題名及び本文中、不要な部分は二重線で抹消してください。

第 号
年 月 日

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（居住用家屋） $\left(\begin{array}{c} \text{補助金変更交付決定} \\ \text{中止承認} \end{array}\right)$ 通知書

様

生坂村長



年 月 日付けで $\left(\begin{array}{c} \text{補助金変更交付} \\ \text{中止承認} \end{array}\right)$ 申請のあった生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進

事業（居住用家屋）補助金について、下記のとおり決定したので、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（居住用家屋）補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 変更後の交付決定額 _____ 円

2 中止の承認 ☐ 承認する ☐ 承認しない

3 その他特記事項

※ 通知書題名及び本文中、不要な部分は二重線で抹消すること。

様式第 6 号（第 9 条関係）

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（居住用家屋）補助金実績報告書

年 月 日

生坂村長 様

申請者 住 所 _____
氏 名 _____
電話番号 _____

年 月 日付け第 号で補助金交付決定を受けた補助事業が完了し、補助金の交付を受けたいので、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（居住用家屋）補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

申 請 し た 補 助 金 額 (下表 a + b + c + d + e の金額)	円
事 業 着 手 日	年 月 日
事 業 完 了 日	年 月 日

※事業着手日は、交付決定通知後の日付であることをご確認ください。

a 太 陽 熱 利 用 設 備 関 連	円
b 高 効 率 照 明 機 器 関 連	円
c 高 効 率 空 調 機 器 関 連	円
d 高 効 率 給 湯 機 器 関 連	円
e 木 質 バイオマスストーブ関連	円

※ 添付書類

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（居住用家屋）補助金交付要綱別表第 4 のとおり

様式第7号（第9条関係）

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（居住用家屋）補助金実績変更報告書

年 月 日

生坂村長 様

申請者 住 所 _____
氏 名 _____
電話番号 _____

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定を受けた補助事業につきまして、補助金額に減額変更が生じたので、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（居住用家屋）補助金交付要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

減 額 前 補 助 金 額	円
減 額 後 補 助 金 額	円
減 額 を 生 じ た 理 由	

※減額の理由は具体的に記入し、別紙を用いることも可能です。

	減 額 前	減 額 後
a 太 陽 熱 利 用 設 備 関 連	円	円
b 高 効 率 照 明 機 器 関 連	円	円
c 高 効 率 空 調 機 器 関 連	円	円
d 高 効 率 給 湯 機 器 関 連	円	円
e 木質バイオマスストーブ関連	円	円

※減額となる根拠、書類等を添付してください。

第 号
年 月 日

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（居住用家屋）補助金確定通知書

様

生坂村長 _____ 印

年 月 日付けで実績報告のあった生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（居住用家屋）補助金について、下記のとおり確定したので、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（居住用家屋）補助金交付要綱第 10 条第 1 項の規定により通知します。なお、要綱第 15 条第 2 項及び第 4 項の規定に該当となった場合は、速やかに申し出てください。

記

1 補助金交付確定額 _____ 円

内訳	太陽熱利用設備	円
	高効率空調機器	円
	高効率給湯機器	円
	高効率照明機器	円
	木質バイオマスストーブ	円

2 不交付決定の場合の理由

3 特記事項（補助金額を再確定する場合等）

第 号
年 月 日

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（居住用家屋）補助金変更確定通知書

様

生坂村長



年 月 日付けで報告のあった生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（居住用家屋）補助金について、下記のとおり変更確定したので、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（居住用家屋）補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。なお、要綱第15条第2項及び第4項の規定に該当となった場合は、速やかに申し出てください。

記

1－（1）変更前補助金交付確定額 _____ 円

内訳	太陽熱利用設備	円
	高効率空調機器	円
	高効率給湯機器	円
	高効率照明機器	円
	木質バイオマスストーブ	円

－（2）変更後補助金交付確定額 _____ 円

内訳	太陽熱利用設備	円
	高効率空調機器	円
	高効率給湯機器	円
	高効率照明機器	円
	木質バイオマスストーブ	円

2 特記事項（補助金額を再確定する場合等）

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（居住用家屋）補助金請求書

年 月 日

生坂村長 様

申請者

住 所

氏 名

電話番号

印

年 月 日付け 第 号で補助金交付確定を受けたので、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（居住用家屋）補助金交付要綱第 11 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 円

2 振込口座

金融機関	銀行 信金 農協	本店・支店 本所・支所					
口座名義	(フリガナ)	口座種別 普通・当座	口 座 番 号				

様式第 11 号（第 15 条関係）

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（居住用家屋）補助金財産処分承認申請書

年 月 日

生坂村長 様

申請者 住 所 _____
氏 名 _____
電話番号 _____

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（居住用家屋）補助金で取得した以下の財産について、
財産処分の制限に係る承認を受けたいので、要綱第 15 条第 2 項の規定により申請します。

記

確 定 額 通 知 書 の 年 月 日	年 月 日
確 定 額 通 知 書 の 指 令 番 号	年 月 日付け 第 号
処分する財産と受領済みの補助金額	(例：太陽熱利用設備… ●万●千円)

第 号
年 月 日

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（居住用家屋）補助金財産処分承認等通知書

様

生坂村長



年 月 日付けで申請のあった生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（居住用家屋）補助金で取得した財産処分について、下記のとおりとしたので、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（居住用家屋）補助金交付要綱第 15 条第 3 項の規定により通知します。

記

1 財産処分の申請結果

☐ 処分を認める

☐ 処分を認めない

2 その他特記事項（条件や理由等）

様式第 13 号（第 17 条関係）

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（居住用家屋）補助金指定業者登録申請書

年 月 日

生坂村長 様

申請者 住 所 _____
氏名（名称） _____ (印)
電話番号 _____

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（居住用家屋）補助金交付要綱第 17 条の規定により、
関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

指定業者登録を希望する事業者の名称	☐ 申請者と同じ ☐ 申請者と違う（違う場合は下に記入してください）
村内事業所の名称	☐ 申請者と同じ ☐ 申請者と違う（違う場合は下に記入してください）
村内事業所の住所	☐ 申請者と同じ ☐ 申請者と違う（違う場合は下に記入してください）
取扱いを希望する機器 (該当する機器に✓)	☐ … 太陽熱利用設備 ☐ … 高効率空調機器 ☐ … 高効率給湯機器 ☐ … 高効率照明機器 ☐ … 木質バイオマスストーブ

※ 添付書類

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（居住用家屋）補助金交付要綱別表第 5 のとおり

第 号
年 月 日

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（居住用家屋）補助金指定業者決定等通知書

様

生坂村長



年 月 日付けで申請のあった生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（居住用家屋）補助金に係る指定業者への申請登録は、下記のとおりとしたので、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（居住用家屋）補助金交付要綱第 17 条第 3 項の規定により通知します。

記

1 指定業者への申請結果

☐ 登録を認める

☐ 不登録とする

2 指定業者として登録を認める期間

年 月 日 まで

3 不登録の場合の理由

様式第 15 号（第 17 条関係）

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（居住用家屋）補助金指定業者
登録事項変更（廃止）届

年 月 日

生坂村長 様

指定業者 住 所 _____

氏名（名称） _____ ㊞

電話番号 _____

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（居住用家屋）補助金交付要綱第 17 条第 5 項の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり変更（廃止）を申請します。

記

申 請 の 内 容	☐ 変更 ☐ 廃止	
変 更 内 容	変更前	
	変更後	
変更又は廃止の理由		

様式第 16 号（第 17 条関係）

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（居住用家屋）補助金指定業者決定等変更通知書

年 月 日

様

生坂村長



年 月 日付けで届出のあった生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（居住用家屋）補助金に係る指定業者への登録変更を届書のとおり認めるので、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（居住用家屋）補助金交付要綱第 17 条第 6 項の規定により通知します。

村税等納入状況調査等承諾書

年 月 日

生坂村長 様

住 所	1
氏 名	⑩1
生年月日	年 月 日
電話番号	1

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業（居住用家屋）補助金交付要綱に定める申請を行うに当たり、下記の事項に関して、村が保有する私の情報を確認することに同意します。

記

1. 住所、氏名及び生年月日
2. 村税の納税状況及び使用料等の納入状況
3. その他補助金交付要件を満たすかを確認する目的の範囲内において必要な事項

別記様式第2号（別表第3関係）

補助金算出計算書

申請者氏名 _____、

補助対象事業	補助率	補助対象経費	補助金額
太 陽 熱 利 用 設 備	3/4以内 上限50万円	円	円
空 調 機 器	2/3以内	円	円
給 湯 器	2/3以内	円	円
照 明 機 器	2/3以内	円	円
木質バイオマスストーブ	3/4以内 上限100万円	円	円
合 計	—	—	㊦ 円

＊ 該当のない欄には【－】を記入してください。

＊ 補助金額は補助対象経費に補助率を乗じ、1,000円未満の端数を切り捨てた額としてください。

＊ この計算書は、様式第1号の添付資料とし、㊦の額を様式中の補助金申請額に記載してください。

＊ なお、補助金変更交付申請をする場合は、変更前金額を黒書き、変更後を朱書きして、様式第4号に添付してください。